

## 令和5年度黒石市事業者物価等高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気料金、燃料費等の高騰の影響を受けている市内の事業者を支援するため、予算の範囲内において黒石市事業者物価等高騰対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、黒石市補助金等の交付に関する規則(昭和60年黒石市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者又はその他の事業を営む法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人及び中小企業者以外の法人を除く。)であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- (2) 令和5年6月30日以前から事業を営み、及び補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において事業を継続し、かつ、補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める営業を行う者
- (2) 黒石市暴力団排除措置要綱(平成24年黒石市告示第103号)第2条第8号に規定する排除措置対象者
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (4) 公序良俗に反する事業を営む者
- (5) 次に掲げる市税等の滞納がある者

ア 法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税

及び軽自動車税

イ 個人事業者である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（市外に住所を有する個人事業者である場合は、住所を有する市町村が課税する税等を含む。）

(6) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次に掲げるいずれかの方法により算出した額とし、5万円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、当該額を切り捨てた額とする。

(1) 法人税法第74条、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2の規定による申告書（以下「確定申告書類」という。）を提出した場合は、直近の事業に係る経費として申告した水道光熱費等（電気料、上水道料、下水道料、ガス代、灯油代、軽油代、重油代及びガソリン代をいう。以下同じ。）の合計額を12で除した額とする。ただし、申告した事業の期間が12月に満たない場合は、当該期間の月数で除した額とする。

(2) 令和5年1月1日以後に事業を開始した個人事業者又は事業開始後1年未満であって、確定申告書類を提出していない法人にあつては、事業を開始した日から申請日までに支払った水道光熱費等の合計額を、事業を開始した日の属する月から申請日の属する月の前月までの月数で除した額とする。

2 前項の場合において、農業生産部門の事業に係る水道光熱費等の額があるときは、当該額を除くものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、黒石市事業者物価等高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年12月31日までに事業を開始した個人事業者は、令和4年分の確定申告書第一表又は住民税申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（収受日印又はe-Taxの受信通知（以下「収受日付印等」という。）があるものに限る。）。ただし、収受日付印等がない場合は、提出する確定申告書類の年度の納税証明書（その2所得金額用）（事業所得金額の記載のあるもの）を添付することで収受日付印等に代えることができる（以下この条において同じ。）。
  - (2) 法人は、事業に係る直近の決算に係る法人税確定申告書（別表一）、水道光熱費等の額が分かる損益計算書及び法人市民税確定申告書の写し（収受日付印等があるものに限る。）
  - (3) 確定申告書類で、水道光熱費等を水道光熱費等以外の科目で記載している場合は、水道光熱費等に係る額が分かる通帳、帳簿、領収印のある領収書等の写し。ただし、支払先、支払内容、支払時期及び支払金額が確認できるものに限る（以下この条において同じ。）。
  - (4) 令和5年1月1日以後に事業を開始した個人事業者又は事業開始後1年未満であって、確定申告書類を提出していない法人にあっては、事業を開始した日を証明するもの及び事業を開始した日の属する月から、申請日の属する月の前月までに支払った水道光熱費等の額が分かる通帳、帳簿、領収印のある領収書等の写し
  - (5) 市税等の滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者に限る。）
  - (6) 申請者本人の身分証明書の写し
  - (7) 振込先口座の通帳（金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義等が分かるページ）の写し
  - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による交付申請は、令和5年11月30日までに行うものとし、1補助対象者につき1回に限るものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- （補助金の交付決定及び額の確定等）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び確定したときは、黒石市事業者物価等高騰対策補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、黒石市事業者物価等高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

4 補助金は、口座振込により交付する。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、及び返還を求めることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、黒石市事業者物価等高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（帳簿及び関係書類の保管）

第7条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、関連書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、前項に規定する書類の提出を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。